

平成二十二年十月二十二日受領
答 弁 第 四 五 号

内閣衆質一七六第四五号

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

無駄及び無駄遣いについて明確な定義はないが、在外公館の管理する施設や不動産については、一部の在外公館において利用されていないものがあるため、適正な管理及び処分の観点から、一層の活用や売却等について検討を進めてきているところである。

御指摘の在ハガツニャ日本国総領事館が管理する総領事公邸建設用地については、取得後、利活用が困難となったため、売却することとした。また、在ジツダ日本国総領事館が管理する職員宿舎敷地については、平成十二年に職員宿舎を用途廃止したことを受け、現在、売却に向けて検討を進めているところである。さらに、公邸のプールやテニスコートについては、施設の老朽化等の理由により、一部の在外公館において利用されていないものがあり、現在、活用方法について検討を進めているところである。

外務省としては、今後とも、在外公館に対し、施設や不動産の適正な管理及び処分に一層努めるよう指示してまいりたい。